

令和元年9月
大東市議会
定例会議会議案

条例新旧対照表
【当初追加】

議案第68号

も く じ

・議案第68号	大東市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例-----	2
	大東市職員定数条例-----	4
	大東市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例-----	4
	大東市職員の分限に関する条例-----	6
	大東市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例-----	6
	大東市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例-----	6
	大東市職員の育児休業等に関する条例-----	8
	大東市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例-----	10
	大東市一般職の職員の給与に関する条例-----	20
	大東市職員の退職手当に関する条例-----	22
	大東市職員等旅費条例-----	22
	大東市に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に 関する条例-----	24

議案第68号

大東市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

大東市職員定数条例

大東市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

大東市職員の分限に関する条例

大東市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

大東市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例

大東市職員の育児休業等に関する条例

大東市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例

大東市一般職の職員の給与に関する条例

大東市職員の退職手当に関する条例

大東市職員等旅費条例

大東市に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

主要改正点

- ・地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴い、条文中の文言を整理したこと。

新旧対照表

新
(大東市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例)
第1条 ～ 第2条 (略)
(報告事項)
第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。
(1) ～ (11) (略)

旧
第1条 ～ 第2条 (略)
(報告事項)
第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。
(1) ～ (11) (略)

新

第4条 ～ 第8条 (略)

(大東市職員定数条例)

(定義)

第1条 この条例で職員とは、次条各号に掲げる職員で、常時勤務する一般職の職員(臨時の職に関する場合において臨時的に任用された職員を除く。)をいう。

第2条 ～ 第5条 (略)

(大東市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例)

第1条 ～ 第2条 (略)

(職員派遣に係る除外職員)

第3条 (略)

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される常時勤務することを要する職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)

(2) (略)

(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)

(4) ～ (5) (略)

2 (略)

第4条 ～ 第21条 (略)

旧

第4条 ～ 第8条 (略)

(定義)

第1条 この条例で職員とは、次条各号に掲げる職員で、常時勤務する一般職の職員(臨時的に任用された職員を除く。)をいう。

第2条 ～ 第5条 (略)

第1条 ～ 第2条 (略)

(職員派遣に係る除外職員)

第3条 (略)

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)

(2) (略)

(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)

(4) ～ (5) (略)

2 (略)

第4条 ～ 第21条 (略)

新

(大東市職員の分限に関する条例)

第1条 ～ 第3条 (略)

(休職の効果)

第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年(3年未満の任期の定めがある職員にあつては、当該任期)を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ個々の場合について任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であってもその事故が消滅したと認められるときは速やかに復職を命じなければならない。

3 (略)

第5条 ～ 第7条 (略)

(大東市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例)

第1条 ～ 第2条 (略)

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6か月以下の期間、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年条例第 号)第11条から第13条までに規定する報酬の額を除く。))の10分の1以下に相当する額を、給与から減じるものとする。

第4条 ～ 第5条 (略)

(大東市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例)

旧

第1条 ～ 第3条 (略)

(休職の効果)

第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を越えない範囲内において休養を要する程度に応じ個々の場合について任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であってもその事故が消滅したと認められるときはすみやかに復職を命じなければならない。

3 (略)

第5条 ～ 第7条 (略)

第1条 ～ 第2条 (略)

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6か月以下の期間、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1以下に相当する額を、給与から減じるものとする。

第4条 ～ 第5条 (略)

新

第1条 ～ 第18条 (略)

(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)

第19条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、任命権者が定める。

(大東市職員の育児休業等に関する条例)

第1条 ～ 第8条 (略)

(育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当の支給)

第9条 大東市一般職の職員の給与に関する条例(平成8年条例第3号。以下「給与条例」という。)第27条第1項(大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年条例第 号。第23条において「会計年度任用職員給与条例」という。)第15条第1項において準用する場合を含む。)に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第28条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(次条において「会計年度任用職員」という。)を除く。)のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における給料月額調整)

第10条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との権衡上必要があると認められるときは、その者に係る育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及び同日後最初の昇給日(給与条例第5条第4項の規則

旧

第1条 ～ 第18条 (略)

(非常勤職員の勤務時間及び休暇)

第19条 非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する事項については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して規則で定める。

第1条 ～ 第8条 (略)

(育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当の支給)

第9条 大東市一般職の職員の給与に関する条例(平成8年条例第3号。以下「給与条例」という。)第27条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第28条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における給料月額調整)

第10条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との権衡上必要があると認められるときは、その者に係る育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及び同日後最初の昇給日(給与条例第5条第4項の規則で定める日をいう。)又はその

新

で定める日をいう。)又はそのいずれかの日において、昇給の場合に準じ、その者の給料月額を調整することができる。

第11条 ～ 第22条 (略)

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第23条 職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第31条(会計年度任用職員給与条例第7条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第30条(会計年度任用職員給与条例第7条において準用する場合を含む。)に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(時間額により報酬を定められている者を除く。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、会計年度任用職員給与条例第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を減額して支給する。

(1) 月額により報酬を定められている者 会計年度任用職員給与条例第17条第1号に定める額

(2) 日額により報酬を定められている者 会計年度任用職員給与条例第17条第2号に定める額

第24条 ～ 第25条 (略)

(大東市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例)

大東市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2の規定に基づき、本市の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職の

旧

いずれかの日において、昇給の場合に準じ、その者の給料月額を調整することができる。

第11条 ～ 第22条 (略)

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第23条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第31条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

第24条 ～ 第25条 (略)

大東市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2の規定に基づき、本市の非常勤の職員(以下「非常勤職員」という。)の報酬及び費用弁償に関し、必

新

非常勤の職員（以下「特別職非常勤職員」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬）

第2条 特別職非常勤職員の報酬の額は、次のとおりとする。

(1) ～ (4) (略)

2 大東市一般職の職員の給与に関する条例（平成8年条例第3号）の規定に基づき給与を支給される一般職の職員が非常勤職員（前項第4号に掲げる非常勤職員を除く。）の職を兼ねる場合においては、当該一般職の職員が兼ねる非常勤職員の職に対する報酬は、支給しない。

旧

要な事項を定めることを目的とする。

（報酬）

第2条 非常勤職員の報酬の額は、次のとおりとする。

(1) ～ (4) (略)

(5) 嘱託員として任用される非常勤職員 別表第5の左欄に掲げる等級に応じ、同表の右欄に掲げる額

(6) 臨時職員として任用される非常勤職員 勤務1時間につき2,500円、勤務1日につき17,000円又は勤務1月につき350,000円を超えない範囲内において規則で定める額

2 前項各号に掲げる非常勤職員以外の者を非常勤職員として任用する場合の報酬の額は、一般職の常勤の職員の給料との権衡その他規則で定める事情を考慮して、勤務1日につき17,000円又は勤務1月につき350,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

3 前項の規定にかかわらず、第1項各号に掲げる非常勤職員以外の者で高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有するものを非常勤職員として任用する場合の報酬の額は、勤務1日につき34,000円又は勤務1月につき700,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

4 大東市一般職の職員の給与に関する条例（平成8年条例第3号）の規定に基づき給与を支給される一般職の職員が非常勤職員（第1項第4号に掲げる非常勤職員を除く。）の職を兼ねる場合においては、当該一般職の職員が兼ねる非常勤職員の職に対する報酬は、支給しない。

（時間外勤務等に伴う割増報酬）

第3条 前条第1項第3号、第5号若しくは第6号、第2項又は第3項の規定に基づき報酬が支給される非常勤職員（正規の勤務時間が定められた非常勤職員に限る。以下「非常勤嘱託員等」という。）が正規の勤務時間を超えて勤務した場合は、規則で定めるところにより、時間外勤務等に伴う割増報酬を支給する。

新

(費用弁償)

第3条 特別職非常勤職員が公務のため出張する場合の費用弁償の額は、大東市職員等旅費条例（昭和53年条例第6号）の定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、特別職非常勤職員に支給する費用弁償の額は、任命権者が市長の承認を得て定める額とする。

(報酬の支給方法)

第4条 年額による報酬は、毎年度の末日までに支給し、月額による報酬は、毎月の末日までに支給し、年額又は月額による報酬以外の報酬及び費用弁償は、その都度支給する。

2 新たに年額又は月額による報酬を支給される特別職非常勤職員となった者には、その日から報酬を支給し、報酬額に異動を生じた特別職非常勤職員には、その日から新たに定められた報酬を支給する。

3 特別職非常勤職員が離職したときは、その日まで報酬を支給する。

4 特別職非常勤職員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

旧

2 非常勤嘱託員等が正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合は、規則で定めるところにより、夜間勤務に伴う割増報酬を支給する。

3 非常勤嘱託員等が報酬について特別の考慮を必要とする特殊な勤務に従事した場合において適当と認められるときは、その勤務の特殊性に応じて、大東市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づき給与を支給される一般職の職員の例により、特殊勤務に伴う割増報酬を支給することができる。

(費用弁償)

第4条 非常勤職員が公務のため出張する場合の費用弁償の額は、大東市職員等旅費条例（昭和53年条例第6号）の定めるところによる。ただし、非常勤嘱託員等が出張する場合の費用弁償の額は、同条例に規定する一般職の職員の例による。

2 非常勤嘱託員等の通勤に係る費用弁償の額は、一般職の常勤の職員に支給する通勤手当の額との権衡を考慮して、規則で定める額とする。

3 前2項に定めるもののほか、非常勤職員に支給する費用弁償の額は、任命権者が市長の承認を得て定める額とする。

(支給方法)

第5条 年額による報酬は、毎年度の末日までに支給し、月額による報酬は、毎月の末日までに支給し、年額又は月額による報酬以外の報酬及び費用弁償は、その都度支給する。ただし、非常勤嘱託員等の報酬及び費用弁償は、毎月1回規則で定める日に支給する。

(報酬の日割等)

第6条 新たに年額又は月額による報酬を支給される非常勤職員となった者には、その日から報酬を支給し、報酬額に異動を生じた非常勤職員には、その日から新たに定められた報酬を支給する。

新

(遺族の範囲及び順位)

第5条 死亡した特別職非常勤職員に対する報酬及び費用弁償は、大東市職員の退職手当に関する条例(平成7年条例第31号)第2条の2に規定する範囲及び順位により、その遺族に支給する。

第6条 (略)

別表第1 ~ 別表第2 (略)

別表第3 (第2条関係)

専門委員等の報酬の額

区分	報酬の額
<u>産業医</u>	<u>月額 120,000円</u>

別表第4 (略)

旧

2 非常勤職員が離職したときは、その日まで報酬を支給する。

3 非常勤職員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

4 非常勤嘱託員等に対し、第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、規則で定めるところにより、日割りによって計算する。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 死亡した非常勤職員に対する報酬及び費用弁償は、大東市職員の退職手当に関する条例(平成7年条例第31号)第2条の2に規定する範囲及び順位により、その遺族に支給する。

第8条 (略)

別表第1 ~ 別表第2 (略)

別表第3 (第2条関係)

専門委員等の報酬の額

区分	報酬の額
<u>消費生活相談員</u>	<u>月額 208,000円</u>

別表第4 (略)

別表第5 (第2条関係)

嘱託員として任用される非常勤職員の報酬の額

(単位 円)

<u>等級</u>	<u>報酬の額(1月当たり)</u>

新

(大東市一般職の職員の給与に関する条例)

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、法第3

旧

<u>26</u>	<u>295,600</u>
<u>27</u>	<u>297,400</u>
<u>28</u>	<u>299,000</u>
<u>29</u>	<u>300,800</u>
<u>30</u>	<u>302,100</u>
<u>31</u>	<u>303,600</u>
<u>甲</u>	<u>197,600</u>

備考

- 1 この表の報酬の額は、第2条第1項第5号に規定する嘱託員として任用される非常勤職員の勤務時間が、一般職の常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3の場合の額とし、勤務時間が異なる場合の報酬の額は、規則で定める額とする。
- 2 4月1日において年齢が満60歳を超える者にあつては、甲の項右欄に掲げる額を超えない範囲内において、規則で定める額を報酬の額とする。
- 3 新たにこの表の適用を受けることとなった者の等級の設定方法は、規則で定める。
- 4 1年間良好な成績で勤務したときは、規則で定めるところにより、直近上位の等級に昇級することができる。ただし、4月1日において年齢が満55歳を超える者にあつては、昇級することができない。

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、法第3

新

条第2項に規定する一般職に属する職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 ～ 第37条 （略）

（大東市職員の退職手当に関する条例）

第1条 （略）

（適用範囲）

第2条 この条例の規定による退職手当は、大東市一般職の職員の給与に関する条例（平成8年条例第3号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は大東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年条例第4号）第4条の規定により採用された者を除く。）及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下これらを「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

第2条の2 ～ 第21条 （略）

（大東市職員等旅費条例）

第1条 （略）

（用語の意義）

第2条 （略）

(1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第3項の特別職の職員及び同条第2項の一般職の職員（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）をいう。

旧

条第2項に規定する一般職に属する職員（報酬を支給される非常勤職員を除く。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 ～ 第37条 （略）

第1条 （略）

（適用範囲）

第2条 この条例の規定による退職手当は、大東市一般職の職員の給与に関する条例（平成8年条例第3号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は大東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年条例第4号）第4条の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

第2条の2 ～ 第21条 （略）

第1条 （略）

（用語の意義）

第2条 （略）

(1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第3項の特別職の職員及び同条第2項の一般職の職員をいう。

新

(2) ～ (3) (略)

第3条 ～ 第22条 (略)

(大東市に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例)

第1条 (略)

(給与の種類)

第2条 企業職員で一般職に属する地方公務員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 (略)

第3条 ～ 第14条 (略)

(退職手当)

第15条 (略)

(1) 地方公務員法第29条の規定により懲戒免職の処分を受けた者

(2) ～ (3) (略)

2 ～ 7 (略)

第15条の2 ～ 第17条 (略)

(会計年度任用企業職員の給与)

第18条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員（次項において「会計年度任用企業職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員
給料、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、通勤手当、宿日直手当及び期末手当

旧

(2) ～ (3) (略)

第3条 ～ 第22条 (略)

第1条 (略)

(給与の種類)

第2条 企業職員で一般職に属する地方公務員（報酬を支給される非常勤職員を除く。以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 (略)

第3条 ～ 第14条 (略)

(退職手当)

第15条 (略)

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定により懲戒免職の処分を受けた者

(2) ～ (3) (略)

2 ～ 7 (略)

第15条の2 ～ 第17条 (略)

(非常勤職員の報酬)

第18条 非常勤職員については、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で報酬を支給する。

新

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員
給料、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、通勤
手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当

2 会計年度任用企業職員の給与の基準については、大東市会計年度任用職員の給与及び
費用弁償に関する条例（令和 年条例第 号）及び大東市職員の退職手当に関する
条例（平成7年条例第31号）の規定を準用する。

第19条（略）

旧

第19条（略）